

訂正公告

令和8年3月13日

分任支出負担行為担当官
津軽森林管理署長 山田 亨

令和8年3月3日付けで公告した松くい虫防除事業請負（深浦地区外）について、以下のとおり訂正する。

訂正内容

(訂正前)

(1) 入札公告

(訂正後)

(1) 入札公告

1 事業概要

「(9) 本事業は、令和8年2月28日まで適用の旧労務単価を適用して予定価格を積算しており、入札にあたっては旧労務単価を適用して見積もった価格で入札すること。」を追加。

6 その他

「(12) 森林整備事業における熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の施行について

本公告は上記試行の対象事業であり、別添、特記仕様書及び下記の林野庁ホームページを参照すること。

造林事業請負

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/nyusatu.html>)

(13) 安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する試行について

本公告は上記試行の対象事業であり、別添、特記仕様書及び下記の林野庁ホームページを参照すること。

造林事業請負

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/nyusatu.html>)」を追加。

(訂正前)

(5) 松くい虫防除事業特記仕様書

(訂正後)

(5) 松くい虫防除事業特記仕様書

「熱中症対策に資する現場管理費率等の補正に関する特記仕様書」及び「安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する特記仕様書」を追加。

* 訂正箇所は朱書きで表示。

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

なお、本事業に係る落札及び契約締結は、当該事業に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされていることを条件とします。

令和8年3月3日

分任支出負担行為担当官
津軽森林管理署長 山田 亨

1 事業概要

- (1) 事業名 別紙内訳書のとおり
- (2) 作業場所 別紙内訳書のとおり
- (3) 事業内容 別紙内訳書のとおり
- (4) 事業期間 別紙内訳書のとおり
- (5) 本事業は、提出された競争参加資格確認申請書及び技術提案書（以下「申請書及び技術提案書」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用事業である。
- (6) 本事業は、令和7年度国有林野事業における技術提案資料等の簡素化対象事業である。詳細は入札説明書による。
- (7) 本事業は、賃上げを実施する企業等に対して総合評価における加点を行う事業である。
- (8) 本事業の入札は、電子調達システムにより行う。
なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。
- (9) 本事業は、令和8年2月28日まで適用の旧労務単価を適用して予定価格を積算しており、入札にあたっては旧労務単価を適用して見積もった価格で入札すること。

津軽森林管理署 会議室

⑤ 入札書の提出方法

入札は、電子調達システムを用いて提出すること。ただし、承諾を得て紙入札方式による場合は、所定の様式（入札説明書に定める）による入札書を直接に又は郵便（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送、その他の方法による入札は認めない。

なお、郵便入札した者は、再入札には参加できない。

⑥ 紙入札方式により入札する場合は、入札の執行に先立ち、分任支出負担行為担当官が競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを提出すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 免除。（前払金の規定を適用する場合は、契約保証金を求めることとする）

(3) 松くい虫防除事業請負の積算内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を所定の様式（入札説明書に定める）により提出する。

なお、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された積算内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 配置予定技術者（現場代理人）の確認

配置予定技術者が種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定技術者の変更は認められない。

(6) 契約書作成の要否

要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記5(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(1)により申請書及び技術提案書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 電子調達システムによる手続きの開始後は、紙入札方式への途中の変更は、原則として認めないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(10) 電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(11) 詳細は入札説明書による。

本公告に係る事業請負契約における契約約款は、以下からダウンロードすること。

国有林野事業造林事業請負契約約款

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>)

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。

国有林野事業における造林事業を請負契約に付する際の予定価格については、「造林事業請負予定価格積算要領」に基づき算定の上、決定している。詳細については、林野庁ホームページを参照すること。

造林事業請負予定価格積算要領

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/nyusatu.html>)

(12) 森林整備事業における熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の施行について

本公告は上記試行の対象事業であり、別添、特記仕様書及び下記の林野庁ホームページを参照すること。

造林事業請負

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/nyusatu.html>)

(13) 安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する試行について

本公告は上記試行の対象事業であり、別添、特記仕様書及び下記の林野庁ホームページを参照すること。

造林事業請負

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/nyusatu.html>)

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページをご覧ください。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>)

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正に関する特記仕様書

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 請負者は、契約締結後に提出する当初の事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当初の事業計画書提出時に希望しない場合において、後日希望する際は同様に取り扱うものとし、開始日（以下「基準日」という。）については、請負者と協議し決定する。また、当該試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

3 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日（基準日を定めた場合にあっては基準日）から事業終了日までの期間をいう（事業休止期間は含まない）。なお、事業期間には不稼働日を含むものとするが、年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間を除くものとする。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間中の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※ ※補正係数は 1.2 とする。$$

安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する特記仕様書

- 1 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
- 2 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
- 3 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
- 4 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、当初の事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとし、利用開始日（以下「基準日」という。）については、請負者と協議し決定する。
 - (1) 衛星携帯電話事業者名
 - (2) 衛星携帯電話サービス名
 - (3) 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - (4) 利用料金
 - (5) 利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - (6) 本事業以外の事業への供用の有無。なお、供用がある場合は、その事業名（署名・物件名）
- 5 対象とする経費は、1台分のリース代金（機種リース代金以外の経費は対象外とする。）を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
- 6 請負者は、事業着手日（基準日を定めた場合にあつては基準日）から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
- 7 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
- 8 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で供用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。